

資料7(参考資料)(共通)	令和3年3月24日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

## 参考資料

令和3年2月8日

各位

千葉県障害者自立支援課長

### 障害者日常生活用具費支給等事業における 申請回数（ストマ装具、紙おむつ等）の変更について

平素より、本市の障害福祉施策にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本市ではご利用者の手続きに係る負担を軽減するため、ストマ装具・紙おむつ等の申請を現在の**年2回から、年1回に変更します。**

詳細については裏面をご確認ください。（次回の令和3年3月申請の取扱いに変更がありますので、必ずご確認ください）

なお、このご案内は、ぼうこう又は直腸機能障害の身体障害者手帳をお持ちの方及び、過去に障害者日常生活用具費支給等事業において、ストマ装具、紙おむつ等のいずれかの支給を受けられた方にお送りしております。

また、申請手続き等で不明な点がありましたら、お住まいの区の高齢障害支援課にお問合せいただくようお願いいたします。

千葉県保健福祉局高齢障害部

障害者自立支援課 給付班

電話 043-245-5173

#### 【問い合わせ先】

課名	電話	FAX
中央区高齢障害支援課	043-221-2152	043-221-2602
花見川区高齢障害支援課	043-275-6462	043-275-6317
稲毛区高齢障害支援課	043-284-6140	043-284-6193
若葉区高齢障害支援課	043-233-8154	043-233-8251
緑区高齢障害支援課	043-292-8150	043-292-8276
美浜区高齢障害支援課	043-270-3154	043-270-3281

裏面をご確認ください。

## 日常生活用具のストマ用装具と紙おむつの申請が年1回になります。

現在、3月と9月の年2回申請いただいておりますが、令和3年度から、年1回（7月）に変更します。そのため、次回の令和3年3月の申請に関しては令和3年4～7月分までの決定を行いますので、申請には4か月分の見積書を添付ください。（※従来申請書のみ提出し、取扱い業者が代わりに市に対し見積もり書を提出していた方については、従来どおり取扱い業者が市に直接見積書を提出します。）

※令和3年7月の申請時以降は1年分の見積書を添付していただきます。

	現在	変更後
申請時期	年2回（3月、9月）	<u>年1回（7月）</u>
支給券	年2枚 ① 4月～9月決定分 ② 10月～翌年3月決定分	年2枚 <u>① 8月～翌年1月決定分</u> <u>② 翌年2月～7月決定分</u>

※支払いについては従前どおり年2回となります。（通常は取扱い業者の代理受領のため、取扱い業者が申請者の委任を受けて市に請求書を提出します。）

### 【制度変更のイメージ】

